長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金実施要綱

　（趣旨）

第１条　長崎県スポーツコミッション（以下、「コミッション」という。）は、地域の「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、スポーツコンベンション誘致等に向け、県内においてスポーツコンベンションを開催する主催者（以下「大会主催者等」という。）に対して、予算の定めるところにより、長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この補助金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の定めるところによるほか、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下、「規則」という。）及び長崎県企画振興部関係補助金等交付要鋼（以下、「交付要鋼」という。）の規定を準用する。

（補助対象経費及び交付基準等）

第２条　補助対象経費はコンベンション開催に要する経費とし、補助の対象となる交付基準及び額等については、別表のとおりとする。

２　　本事業適用終了後、翌年度から数えて３年間は、同じスポーツコンベンションへの補助は原則として、対象外とする。

（事業の認定）

第３条　補助金の適用を受けようとする大会主催者等は、事業認定申請書（様式第１号）により申請を行うものとする。

２　　前条による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

※開催２週間前までに提出厳守

（１）　事業実施計画書（様式第２号）

（２）　収支予算書（様式第３号）

（３）　その他会長が必要と認める書類

３　　コミッションは前項の規定により申請があった場合、速やかに審査を行うものとし、採択する事業については、事業認定通知書（様式第４号）を大会主催者等あて送付するものとする。

４　　補助事業等に要する経費配分の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、事前に協議のうえ、コミッションへ報告を行うこと。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の２０％以内の金額の変更については、この限りでない。

（交付の申請）

第４条　前条第３項の事業認定の通知を受けた者は、交付申請書（様式第５号）により交付の申請を行うものとする。

２　　前項による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）　事業実績報告書（様式第６号）

（２）　収支精算書（様式第７号）

（３）　宿泊証明書（様式第８号）または参加者名簿（様式第９号）

（４）　補助対象経費の算定根拠となる書類の写し

（５）　大会プログラム等（大会内容がわかるもの）

（６）　その他会長が必要と認める書類

３　　申請書の提出期限は、事業完了後３０日以内もしくは事業の属する年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第５条　コミッションは、前項の申請があったときは、内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算

の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定を行い、大会主催者等に通知する。この場合の様式は、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第１０号）によるものとする。

（交付請求）

第６条　大会主催者等は、前項の交付及び額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第　１１号）を提出するものとする。

（雑則）

第７条　この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　　この実施要綱は、平成２８年度の予算に係る補助金から適用する。

附則　　この実施要綱は、平成２９年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第２条関係）

補助金の交付基準及び額について

　（交付基準額）

１　　補助金の交付基準額及び新規加算額は、スポーツコンベンション参加者の延べ宿泊人数（参加者名簿（様式第９号）によるときは県外からの参加者数（離島地区で開催する場合は、同一自治体外からの参加者数））に応じて、次の表に掲げる額を限度とする。ただし、大会規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上であることとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延べ宿泊人数又は参加者数 | 交付基準額（県と市町又はCV協会等負担額の合計） | 新規加算額（県と市町又はCV協会等負担額の合計） |
| ３００人以上　　５００人未満 | ２００，０００円 | １００，０００円 |
| 　　５００人以上　　１，０００人未満 | ２５０，０００円 | １２５，０００円 |
| １，０００人以上　　１，５００人未満 | ５００，０００円 | ２５０，０００円 |
| １，５００人以上　　２，０００人未満 | ７５０，０００円 | ３７５，０００円 |
| ２，０００人以上　　３，０００人未満 | １，０００，０００円 | ５００，０００円 |
| ３，０００人以上 | １，５００，０００円 | ７５０，０００円 |

（補助期間）

２　　同一大会への補助は３年までとする。

（適用除外）

３　　次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

（１）　国、地方公共団体のプロジェクトで行われるもの（国体、インターハイ等）

（２）　各県持ち回りで行われるもの（一定の順序で開催されているもの等）

（３）　県内の市町間で大会の開催地が異動するもの

（４）　スポーツ合宿

（５）　興行及び営利を目的とするもの

（６）　政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの

（７）　国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの

（８）　スポーツコンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの

（９）　その他会長が不適当と認めるもの

（対象経費の負担）

４　この補助金の財源については、県と各市町（市町を構成員とする実行委員会等を含む）が、１対１の割合で負担するものとし、双方が予算の範囲内において、負担可能な額の低い方の額を各自の負担額とする。

　（その他）

５　　長崎県スポーツコンベンション開催助成補助金（県補助金）廃止に伴う経過措置については、別紙によるところとする。

別　紙

　　　　長崎県スポーツコンベンション開催助成事業補助金廃止に伴う経過措置について

平成２６年度から平成２７年度において、長崎県より長崎県スポーツコンベンション開催助成事業補助金を交付されたスポーツコンベンションの大会主催者等が、平成２８年度以降、長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金を申請する場合の取扱は下記のとおりとする。

　　　・同一大会への補助は３年までとなっているが、当該スポーツコンベンションが長崎県スポーツコンベンション開催助成事業補助金の対象となった年度から起算して連続した期間を、年度を単位として通算することとする。

　　　・補助事業が終了後、翌年度から数えて３年間は、同じスポーツコンベンションへの補助は原則として、対象外とする。